

Title	ドイツ連邦共和国倒産法改正法 参事官草案について(三) : 内容の概略と草案の仮訳
Sub Title	Über den "Referentenentwurf Gesetz zur Reform des Insolvenzrechts" der Bundesrepublik Deutschland -die Überschau und die Probeübersetzung- (3)
Author	三上, 威彦(Mikami, Takehiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.6 (1991. 6) ,p.60- 83
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910628-0060

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

ドイツ連邦共和国倒産法改正法

参事官草案について(三)

—内容の概略と草案の仮訳—

三上 威彦

前書き

一、概要

二、本草案に至るまでの経過

三、改正の目的

四、参事官草案の基本的特色

五、翻訳上の注意点

六、謝辞

翻訳 参事官草案

第一編 倒産法

第一章 総則

第二章 倒産手続の開始……………(以上四号)

第三章 倒産手続の開始の効力

第四章 倒産財団の管理および換価……………(以上五号)

第五章 倒産債権者の満足・免責

第六章 倒産計画……………(以上本号)

第七章 倒産手続の廃止

第八章 倒産手続の特別の種類

第二編 法律の廃止

第三編 倒産手続外における債務者の法律的行为の取消に
関する法律……………(以上七号・完)

第五章 倒産債権者の満足・免責

第一節 債権の確定

第一九一条 「債権の届出」

(一) 倒産債権者の債権の届出は、書面でなすまたは事務課の

調書に対して表示することができる。届出には債権を明らかに
する証書の写しを添付しなければならない。

(二) 届出の際には債権の原因および額を申告しなければならない

ない。／＼…………／

(三) 劣後的債権者の債権は、倒産裁判所がとくにその債権の届出を命じた限りにおいてのみ届出を要する。そのような債権の届出に際しては、劣後的順位であることを指摘し、かつ債権者に帰属する順位を示すことを要する。

第一百九二条〔債権表〕

(一) 届出は関係人の閲覧のために事務課に備え置くことを要する。

(二) 事務課の文書作成官 [Urkundsbearbeiter] は、各々の債権を第一百九一条第二項および第三項に掲げられた申告と共に、その届出後ただちに債権表に記載しなければならない。その債権表は、届出期間の経過と調査期日との間に置かれた期間の初めの三分の一の期間以内に、事務課において関係人の閲覧のために備え置くことを要する。倒産管財人は債権表の写しを保存する。

第一百九三条〔調査期日の経過〕

(一) 調査期日においては届出られた債権をその額および順位につき調査する。倒産管財人、債務者、または倒産債権者により争われた債権は、個別的に討議 [erörtern] することを要する。

(二) 債権は、債権を届出した債権者が調査期日において欠席した場合にも調査する。

第一百九四条〔事後的届出〕

(一) 調査期日においては、届出期間の経過後に届出られた債

権も調査することを要する。ただし、倒産管財人または倒産債権者がこの調査につき異議を述べ、または、債権が調査期日の後に初めて届け出られたときは、倒産裁判所は遅滞した者の費用において特別の調査期日を定めなければならない。届出の事後的な変更については、第一文および第二文を準用する。

(二) 裁判所が劣後的債権者を第一百九一条第三項によってその債権の届出を命じ、かつこの届出のために定められた期間が調査期日の前一週間以内に経過するものであるときは、倒産財団の費用において特別の調査期日を定めることを要する。

(三) 特別の調査期日は公告することを要する。その期日には債権を届出した債権者、管財人および債務者を特別に召喚することを要する。

第一百九五条〔確定の要件〕

債権は、それに対して調査期日において倒産管財人および倒産債権者のどちらからも異議が述べられないか、または述べられた異議が除去されたかぎり、確定したものとす。債務者の異議は債権の確定の妨げとはならない。

第一百九六条〔債権表への記載〕

(一) 倒産裁判所は、届出られたすべての債権につき、それがいかなる額および順位で確定されたか、またはその確定に誰が異議をのべたかを債権表に記載する。債務者の異議も記載することを要する。

(二) 手形およびその他の債務証券の上には事務課の文書作成

官が確定した旨を記載することを要する。

(三) 債権表への記載は、確定した債権につき、その額および順序において、倒産管財人およびすべての倒産債権者に対し確定力ある判決と同様の効力を有する。

第一九七条 「争いある債権」

(一) 債権が倒産管財人または倒産債権者によって争われたときは、その債権者は争う者に対する確定を申し立てることができる。

(二) 当該債権につき執行力ある債務名義または終局判決があるときは、それを争う者が異議につき訴えを提起する義務を負う。

(三) 倒産裁判所は、争われている債権の債権者に債権表の認証ある抄本を与える。第二項の場合においては、争っている者も当該抄本を得る。

第一九八条 「確定についての管轄」

(一) 確定については通常手続において訴えを提起することを要する。その訴えについては、倒産手続が係属しているかまたは係属していた区裁判所が専属的に管轄権を有する。訴訟物が区裁判所の管轄権に属さないときは、倒産裁判所が属する区域の地方裁判所が専属的に管轄権を有する。

(二) 倒産手続の開始の時点において債権についての訴訟が係属していたときは、訴訟の受継によって確定を求めることを要する。

第一九九条 「確定の範囲」

確定は、債権の原因、額、および順位については、債権が届出または調査期日において示されていた方法においてのみ求めることができる。

第二〇〇条 「訴額」

その存立が倒産管財人または倒産債権者によって争われている債権の確定についての訴えの訴訟物の価額は、その債権に対する倒産財団の配当に際して期待される額によって定まる。

第二〇一条 「裁判の効力」

(一) 債権を確定しまたは異議を理由ありとする確定力ある裁判は、倒産管財人およびすべての倒産債権者に対して効力を有する。

(二) 勝訴した当事者は、倒産裁判所に債権表の更正を申し立てる義務を負う。

(三) 管財人ではなく個々の債権者のみが訴訟を進行したときは、これらの債権者は、倒産財団がその裁判によって利益を生じた限りにおいて、財団からその費用の償還を請求することができる。

第二〇二条 「債務者の異議に対する訴え」

債権者が調査期日において債権を争ったときは、債権者は債務者に対し債権確定の訴えを提起することができる。倒産手続の開始の時点においてその債権に関する訴訟が係属していたときには、債権者は債務者に対するこの訴訟を受継することができる。

きる。

第二〇三条〔原状回復〕

(一) 債務者が調査期日に欠席したときは、申立てにより原状回復をなすことを要する。民事訴訟法第五一条第二項、第八五一条第二項、第二三三條ないし第二三六條はこの場合に準用する。

(二) 原状回復の申立てに関する書面は、その債権が事後的に争われるべき債権者に送達することを要する。原状回復が認められた場合は、これらの書面における争いは調査期日における争いと等しいものとする。

第二〇四條〔特別の管轄権〕

債権の確定につき通常裁判所への出訴の途が与えられていないときは、確定は、管轄権ある他の裁判所または管轄権ある行政官庁がなすことを要する。第一九八條第二項および第一九九條ないし第二〇三條はこの場合に準用する。

第二節 配当

第二〇五條〔倒産債権者の満足〕

(一) 倒産債権者の満足は一般調査期日の後にはじめて開始することができる。

(二) 倒産債権者への配当は、倒産財団に十分な現金が存在する度ごとに行うことができる。劣後的倒産債権者は中間配当に際しては考慮されない。

(三) 配当は倒産管財人がなす。管財人は、債権者委員会が任命されている場合は、各々の配当の前にその同意を得なければ

ならない。

第二〇六條〔配当表〕

配当の前には、倒産管財人は、配当において考慮すべき債権の一覽表を立案しなければならない。その一覽表は関係人の閲覧に供するために事務課に備え置くことを要する。管財人は債権の総額および倒産財団から配当にあてうる額を公告しなければならない。

第二〇七條〔争いある債権の考慮〕

(一) その債権が確定されておらず、かつその債権につき執行しうる債務名義または終局判決がない債権の倒産債権者は、公告の後遅くとも二週間の除斥期間内に、倒産管財人に、確定の訴えを提起しまたは従来係属していた訴訟の手続きを受継する旨、およびいかなる額につき訴えの提起または受継をすることを証明しなければならない。

(二) その証明が適時になされたときは、訴訟が係属しているかぎり、配当に際してその債権に対し分配される配当分は留保される。

(三) その証明が適時になされなるときは、その債権は配当に際しては考慮されない。

第二〇八條〔別除権を有する債権者の考慮〕

(一) 別除的満足の権限を有する債権者は、遅くとも第二〇七條第一項に規定されている除斥期間内に、倒産管財人に対し、別除的満足を放棄した旨またいかなる額につき放棄したか、ま

たは満足に際して欠損金が生じたかまたいかなる額につき生じたかということを証明しなければならない。その証明が適時になされないときは、その債権は配当に際しては考慮されない。

(二) 債権者が、遅くとも除斥期間内に、管財人に対し、別除権が生じている目的物の換価が申し立てられたことを証明し、かつ推定上の欠損金の額を疎明した場合には、中間配当における考慮については十分なものとす。この場合においては、当該債権に分配される配当分は、配当に際し留保する。最後の配当に際して第一項の要件が履行されないときは、留保された配当分は最後の配当にあてる。

(三) 管財人のみが別除権の生じている目的物の換価の権限を有しているときは、第一項および第二項は適用しない。中間配当においては、管財人は、目的物を換価していなかった場合は、債権者の欠損金を見積もりかつその債権に配当される配当分を留保しなければならない。

第二〇九条〔停止条件付債権の考慮〕

(一) 停止条件付債権は、中間配当においてはその全額において考慮される。その債権に配当される配当分 [Anteil] は配当においては留保される。

(二) 条件の成就の可能性がないため配当の時点においてその債権には財産的価値がない場合は、最後の配当においては停止条件付債権は考慮されない。この場合においては、第一項第二文によって留保された配当分は最後の配当にあてる。

第二一〇条〔事後的な考慮〕

中間配当において考慮されず、かつ第二〇七条、第二〇八条の要件を後に満たした債権者は、その後の配当においては残りの倒産財団から他に先立って、他の債権者と同列に置くだけの額を取得する。

第二一一条〔配当表の変更〕

倒産管財人は、第二〇七条ないし第二一〇条の原因に基づいて必要となる一覧表の変更を、第二〇七条第一項に規定された除斥期間の経過後三日以内になさなければならない。

第二一二条〔配当表に対する異議〕

(一) 中間配当においては、配当表に対する債権者の異議は、第二〇七条第一項に規定された除斥期間の終了後一週間が経過するまでに倒産裁判所になすことを要する。異議は書面によってなし、または事務課の調書に対し表示することができる。

(二) 異議を棄却する裁判所の裁判は、債権者および倒産管財人に送達することを要する。債権者はその決定に対して即時抗告をなすことができる。

(三) 配当表の更正を命ずる裁判所の裁判は、債権者および管財人に送達し、かつ事務課において関係人の閲覧のために備え置くことを要する。管財人および倒産債権者は、この決定に対して即時抗告をなすことができる。抗告期間は裁判が備え置かれた日から開始する。

第二一三条〔配当額の確定〕

(一) 中間配当については、債権者委員会が、倒産管財人の提案に基づき支払うべき配当額 [Bruchteil] を決める。債権者委員会が任命されていないときは、管財人がその額を決める。

(二) 管財人は、考慮された債権者にその配当額を通知しなければならない。

第二二四条 「最後の配当」

(一) 最後の配当は、倒産財団の換価が終了した後直ちになす。

(二) 最後の配当は、倒産裁判所の同意がある場合にのみなすことができる。

第二二五条 「最後の期日」

(一) 最後の配当の同意に際して倒産裁判所は、最後の債権者集会の期日を定める。この期日は以下のことにあてて。

一、倒産管財人の最後の計算の討議

二、最後の配当表に対する異議の申立て、および

三、倒産財団の換価できない目的物に関する債権者の決議

(二) 期日の公告と期日との間には三週間以上一月以下の期間を置かなければならない。

(三) 債権者の異議に関する裁判所の裁判については、第二二条第二項および第三項を準用する。

第二二六条 「留保された額の供託」

最後の配当において留保された額を、倒産管財人は、倒産裁判所の同意を得て関係人のために供託しなければならない。

第二二七条 「最後の配当における剰余金」

最後の配当においてすべての倒産債権者の債権を全額支払うことができるときは、倒産管財人は剰余金を債権者に支払わなければならない。債権者が自然人でないときは、管財人は債務者に資本参加している個々の者に対し、剰余金の倒産手続外での清算においてそれらの者に生じるであろう部分を支払わなければならない。

第二二八条 「倒産手続の終結」

(一) 最後の配当を実施したときは、倒産裁判所は直ちに倒産手続の終結 [Aurhebung] を決定する。

(二) 終結の決定および理由は公告することを要する。第三五条ないし第三七条はこの場合に準用する。

第二二九条 「手続終結後の倒産債権者の権利」

(一) 倒産債権者は、倒産手続の終結後にはその残債権を債務者に対し無制限に請求することができる。

(二) その債権が確定されかつ債務者により調査期日において争われていない倒産債権者は、債権表への記載により、執行力ある判決によるのと同様に、債務者に対し強制執行を申し立てることができる。提起された異議が排斥された債権は、争いのない債権と同じものとする。

(三) 免責に関する規定はこれによって影響を受けない。

第二三〇条 「執行における管轄」

(一) 第二一九条の場合においては、倒産手続が係属している

かまたは係属していた区裁判所が、以下の訴えにつき専属的に管轄権を有する。

一、執行文の付与の訴え

二、執行文の付与の後付与の要件が生じていたことを争う訴え

三、請求権自体に関する異議を主張する訴え

(二) 訴訟物が区裁判所の管轄に属しないときは、倒産裁判所が属する区域の地方裁判所が専属的に管轄権を有する。

第二二一条〔追加配当の命令〕

(一) 倒産裁判所は、倒産管財人もしくは倒産債権者の申立てによりまたは職権で、以下の場合には最後の期日の後に追加配当を命じる。

一、留保された額が配当にあてられるとき

二、倒産財団から支払われた額が戻ってきたとき、または

三、財団の目的物が探り出されたとき

(二) 手続きの終結は、追加配当の命令に対しては妨げとはならない。

(三) 裁判所は、金額の低額性または目的物の低価値性および追加配当の費用を考慮した結果適切であると思われるときは、命令を度外視して、処分できる金額または探り出された目的物を債務者に引き渡すことができる。裁判所はその命令を、追加配当の費用を賄う金額が子納されることを条件とせずすることができる。

第二二二条〔上訴〕

(一) 追加配当の申立てを拒絶する決定は申立人に送達することを要する。その決定に対しては申立人は即時抗告をなすことができる。

(二) 追加配当を命じる決定は、倒産管財人、債務者、および債権者が配当を申し立てていたときはこの債権者に送達することを要する。その決定に対しては債務者は即時抗告をなすことができる。

第二二三条〔追加配当の実施〕

追加配当の命令により、倒産管財人は処分できる金額または探り出された目的物の換価から生じた売上金を、最後の配当表に基づいて配当しなければならない。管財人は倒産裁判所に計算書を提出しなければならない。

第二二四条〔財団債権者の排除〕

その請求権が倒産管財人に以下のときに初めて知れた財団債権者は、配当の後に倒産財団に残存しているものからのみ満足を請求することができる。

一、中間配当の際には配当額の確定後

二、最後の配当の際には最後の期日の終了後、または

三、追加配当の際には公告の後

第三節 免責 [Rechtschuldererfreigung]

第二二五条〔原則〕

債務者が自然人であるときは、この者は第二二六条ないし第

二四一条の基準により、倒産手続において履行されなかった倒産債権者に対する債務から免れることができる。

第二二六条 「債務者の申立て」

(一) 免責は債務者の申立てを前提とする。申立ては報告期日の終了前に書面によつて倒産裁判所になすか、または事務課の書調に対し表示することを要する。申立ては倒産手続の開始の申立てと併合することができる。

(二) 申立てには、債務者が雇用契約からの給与に関する差し押え得る債権またはそれに代わり得る継続的な給与を、倒産手続の終結の後七年間、裁判所によつて任命される受託者に譲渡するという宣言を添付することを要する。債務者がこの債権をすでに以前に第三者に譲渡しまたは質入れしていたときは、宣言の中でその旨を指摘することを要する。

第二二七条 「審尋」

最後の期日において債務者の申立てにつき、倒産債権者および倒産管財人を審尋することを要する。

第二二八条 「倒産裁判所の裁判」

(一) 倒産裁判所は債務者の申立てに関し決定により裁判する。
(二) 決定に対しては、債務者および最後の期日において免責の拒絶を申し立てた各倒産債権者は即時抗告をなすことができる。

(三) 倒産手続は決定が確定した後にはじめて終結する。確定力ある決定は、倒産手続の終結に関する決定と共に公告すること

を要する。

第二二九条 「免責の拒絶」

(一) 最後の期日において免責の拒絶が倒産債権者によつて申し立てられかつ以下の場合には、決定において免責を拒絶することを要する。

一、債務者に対し、刑法第二六五条b、第二八三条ないし第二八三条cによる犯罪行為により裁判上の審理もしくは再審手続に係属しており、または債務者がその犯罪行為によつて確定力ある有罪判決を受けた場合、

二、債務者が倒産手続の開始の申立ての前一〇年以内に免責を得ていた場合、

三、債務者が倒産手続の開始の申立ての前一年以内に故意または重大な過失によつて、債務を生ぜしめもしくは財産を浪費し、または倒産手続の開始を遅らせることによつて、倒産債権者の満足を妨げた場合、または

四、債務者が倒産手続の継続中、この法律による情報提供義務または協力義務に故意または重大な過失によつて違反した場合

(二) 債権者の申立ては拒絶原因が疎明された場合にのみ許される。

第二三〇条 「免責の告知」

(一) 第二二九条の要件がないときは、裁判所は、決定において、債務者が第二三四条の義務に従う場合には免責を得る旨を

確定する。

(二) 同じ決定において裁判所は、債権譲渡の表示の処置(第二二六条第二項)によって、債務者の差し押えうる給与が移転する受託者を任命する。

第二二一条〔受託者の法的地位〕

(一) 受託者は、給与の支払義務者に対し債権譲渡に関し通知をしなければならぬ。受託者は、債権譲渡によって得た金額および債務者または第三者のその他の給付を、その財産から分離して保持し、かつ最後の配当表に基づいて倒産債権者に配当しなければならぬ。／……………／

(二) 債権者集会は、受託者に追加的に、債務者の義務の履行監を視する任務を授与することができる。この場合においては、受託者は、この義務に対する違反を確定したときは、遅滞なく債権者にその旨を報告しなければならない。

(三) 受託者はその職務の終了に際しては倒産裁判所に計算書を提出しなければならない。第六四条、第六六条第一項第一文、第三文、第二項第一文はこの場合に準用する。

第二二二条〔受託者の報酬〕

(一) 受託者はその活動に対する報酬および適切な立替金の償還についての請求権を有する。その際には受託者の時間消費およびその活動の量を考慮することを要する。

(二) 第七〇条第三項および第七〇条b第一項および第三項はこの場合に準用する。

第二二三条〔債権者の平等扱い〕

(一) 債務者の財産に対する個々の倒産債権者のための強制執行は、債権譲渡の意思表示の有効期間中は許されない。

(二) 債務者または他の者と個々の倒産債権者との間でなされた、この者に特別の利益を与えるすべての協定は無効[Inichtig]とする。

(三) 債権譲渡の意思表示に含まれている給与についての債権に対して、義務者は、倒産手続が継続している場合において第一、二条第二項によって相殺をなす権限を有していたのであろうときにのみ、債務者に対する債権で相殺することができる。

第二三四条〔債務者の義務〕

(一) 債務者には、債権譲渡の意思表示の有効期間中は以下の義務が課せられる。

一、適切な生業 [Ewerbsstätigkeit] を営むこと、また仕事がない場合にはそのような職を得ようと努力し、かつ期待し得ない活動は拒否すること

二、住所または職場のすべての変更を遅滞なく倒産裁判所および受託者に届け出、債権譲渡の意思表示に含まれている給与を隠匿することなく、要求があれば裁判所および受託者に生業に関する情報を与えること

三、倒産債権者の満足のための支払は受託者に対してのみならずこと、およびいかなる倒産債権者にも特別の利益を供与しないこと

(四) 債務者が独立した活動を営むかぎり、この者は受託者への支払によって倒産債権者を、債務者が適切な雇用関係に立ち至ったであろう場合と同様の地位につける義務を負う。

第二三五条〔義務違反〕

(一) 倒産裁判所は、債務者が債権譲渡の意思表示の有効期間中にその義務に違反しかつそれによって倒産債権者の満足を侵害した場合は、倒産債権者の申立てにより免責を拒絶する。ただし、債務者に故意過失がないときはこれを適用しない。申立ては、義務違反が債権者に知れた時から一年以内に限りなすことができる。申立ては第一文および第二文の要件が疎明されたときにのみ許される。

(二) 申立てに関する裁判につき裁判所は、受託者、債務者および倒産債権者を審尋すべき期日を定める。債務者は、その義務の履行に関し情報を与えなければならず、また、債権者がそれを申し立てた場合は、この情報の正しさを宣誓に代えて保証しなければならぬ。債務者が、正規の呼出を受けたにもかかわらず十分な免責事由なく期日に出頭せず、または情報の供与や宣誓に代わる保証を拒否したときには、免責を拒絶することを要する。

(三) 裁判に対しては、申立人および債務者は即時抗告をなすことができる。免責の拒絶は公告することを要する。

第二三六条〔予定前の終了〕

免責が第二三五条により拒絶されるときは、債権譲渡の意思

表示の有効期間、受託者の職務、および確定力ある裁判を伴う債権者の権利の制限は終了する。

第二三七条〔再度の審尋〕

債権譲渡の意思表示の有効期間が予定前の終了なくして経過したときは、倒産裁判所は、免責を与えるために倒産債権者、受託者、および債務者を審尋すべき期日を定める。第二、三、五、第二項第二文はこの場合に準用する。

第二三八条〔免責の裁判〕

(一) 審尋の後、倒産裁判所は決定によって免責の付与に関する裁判する。

(二) 倒産裁判所は、第二、三、五、第一項または第二項、第三文の要件が存在するときは、倒産債権者の申立てにより免責を拒絶する。

(三) 決定は、公告することを要する。決定に対しては、債務者または第二、三、七条による審尋に際して免責の拒絶を申し立てた各倒産債権者は即時抗告をなすことができる。

第二三九条〔免責の効力〕

(一) 免責が付与されたときは、それはすべての倒産債権者に対して効力を有する。これは、その債権を届け出なかった債権者に対してもまた同じである。

(二) 共同債務者 [Mitschuldner] や債務者の保証人に対する倒産債権者の権利、および担保のためになされた仮登記または倒産手続において別除的満足を得ることのできる権利から生じ

たこれらの債権者の権利は、免責によって影響を受けない。ただし債務者は共同債務者、保証人、または他の償還請求権者に対しては、倒産債権者に対すると同様に免責される。

(三) ある債権者が免責により満足を請求できないにもかかわらず満足を受けたときは、取得したものの返還の義務は生じない。

第二四〇条〔除外される債権〕

以下のものは免責の付与によっては影響を受けない。

- 一、故意になされた不法行為から生じた債務者の債務、
- 二、罰金および第四四条第一項第三号においてそれと同視される債務者の債務

第二四一条〔免責の撤回〕

(一) 倒産裁判所は、債務者がその義務に故意に違反し、それによって倒産債権者の満足を極度に侵害したことが後になって明らかになった場合には、倒産債権者の申立てにより免責の付与を撤回する。

(二) 債権者の申立ては、この者が免責に関する裁判の確定から一年以内にそれをなし、かつ第一項の要件が存在すること、および債権者が裁判が確定するまでそれを知らなかった事を疎明した場合にのみ許される。

(三) 裁判の前には債務者および受託者を審尋することを要する。裁判に対しては申立人および債務者が即時抗告をなすことができる。免責を撤回する裁判は公告することを要する。

第二四二条 (空欄)

第六章 倒産計画

第一節 計画の立案 [Aufstellung des Plans]

第二四三条 〔原則〕

(一) 別除権を有する債権者および倒産債権者の満足、倒産財団の換価および関係人への配当、ならびに債務者および人的に責任を負っている債務者の社員の倒産手続の終了後の責任は、倒産計画においてこの法律の規定とは異なった規定をすることができる。

(二) 計画の対象はとくに以下のものとすることができる。

- 一、債権者は、債務者または第三者によって継続される企業の収益または債務者の労働収入から満足を受けること
- 二、受託者は債権者の委託により倒産財団を換価すること
- 三、債権者の請求権を支払を延期しまた一部免除すること

第二四四条 〔倒産管財人による提出〕

(一) 債権者集会在倒産管財人に倒産計画を作成する [aufarbeiten] ことを委託したときは、管財人は計画を適切な期間内に倒産裁判所に提出しなければならない。

(二) 管財人による計画の立案に際しては、債権者委員会が任命されている場合は債権者委員会、経営協議会、被用者代表委員会、および債務者が助言により協力する。債務者が自然人ではないときは、債務者の資本に少なくとも五分の一につき資本

参加している個々の者または複数のそれらの者も、裁判所に指名された代理人により自らの費用において助言により協力する権利を有する。

第二四五条〔他の関係人による提出〕

(一) 倒産裁判所への倒産計画の提出については、以下の者も債権者集会の決議なくしてその権利を有する。

一、裁判所の評価によりその別除権の価値の総額が全別除権の価値の総額の五分の一に当たるような、少なくとも五人の別除権を有する債権者

二、裁判所の評価によりその債権総額が全非劣後の倒産債権者の債権総額の五分の一に当たるような、少なくとも五人の非劣後の倒産債権者

三、債務者および、この債務者が自然人でないときは、債務者の資本につき少なくとも五分の一において資本参加しているか、またはこの額において資本代替的社員貸付または倒産手続においては後順位であることが合意された貸付をなした個々の者または複数のこれらの者

(二) その計画はすでに報告期日の前に提出することができる。債務者は計画の提出を倒産手続の開始の申立てと併合することができる。最後の期日の後に初めて倒産裁判所に届いた計画は考慮されない。

第二四六条〔計画の費用〕

(一) 第二四五条により倒産計画を提出した者は、計画の作成

によって生じた費用の補償についての請求権を有しない。この者は、その計画の処理によって倒産手続において追加的に生じた費用を倒産財団に支払わなければならない。計画の中ではこれと異なる規定をなすことができる。

(二) 倒産裁判所は、第一項第二文に掲げられた費用を提出者に予納させることができる。

第二四七条〔計画の構成〕

(一) 倒産計画は説明部分および形成部分からなる。倒産計画には第二二六条および第二六三条に掲げられた添付物〔Anlagen〕を添付しなければならない。

(二) 債務者の財産関係が明確でありかつ債権者の数または債務の金額が少ない場合には、説明部分は放棄することができる。

第二四八条〔説明部分〕

(一) 倒産計画の説明部分には、計画されている関係人の権利の形成のための基礎を作り出すために、倒産手続の開始後いかなる措置が取られたかまたは取られるべきであるかということを記載する。

(二) とくに以下の事項を掲げかつ説明することを要する。

一、事業組織体変更および企業の内部におけるその他の組織的また人事的措置

二、社会計画債権の総額および将来の社会計画のためになされた合意(第一三三条)

三、倒産手続中に受入れられたまたはなお受け入れられるべ

き借入金の額と条件

第二四九条〔比較計算〕

説明部分には、倒産財団の換価に際して債権者は、倒産計画がない場合には、いかなる範囲において満足を受けられる公算が大きいかを掲げなければならない。

第二五〇条〔倒産犯罪行為〕

(一) 債務者が企業を継続し、かつ債務者に対し刑法第二六五条b、第二八三条ないし第二八三条cによる犯罪行為により裁判上の審理または再審手続が係属しており、または債務者がそのような犯罪行為により確定力ある有罪判決を受けたときは、説明部分にその旨を指摘することを要する。

(二) 債務者が自然人ではないときは、第一項は債務者の組織上の代表者につき準用する。

第二五一条〔債権者の参加〕

債務者が自然人ではないときは、説明部分に、別除権を有する債権者または倒産債権者が債務者に資本参加していることを提出者はどの程度知っていたかということを掲げることが要する。債権者に従属している企業または第三者が債権者またはそれに従属している企業の計算のために債務者に資本参加しているかぎりにおいても、その債権者は第一文の意味において債務者に資本参加しているものとする。

第二五二条〔債務者の更生〕

債務者が企業を継続すべきときは、権利形態の変更、有限会

社・合名会社・合資会社の定款 [Gesellschaftsvertrag] または社団の定款 [Satzung] の変更および出資関係の変更が倒産手続の開始後になされたかまたはなされるべき場合には、それらの変更は説明部分において指摘することを要する。

第二五三条〔事業組織体の譲渡〕

(一) 事業組織体の譲渡の場合においては、説明部分において譲渡の条件および譲受人の人格 [Person] が掲げられなければならない。

(二) 第一七二条第一項、第三項の要件が存在する場合、これらは個別的に説明することを要する。これらの要件が存在しているか否か不明であるときは、その旨を指摘することを要する。

第二五四条〔形成部分〕

倒産計画の形成部分においては、関係人の法的地位が計画によってどのように変更されるべきかが確定される。

第二五五条〔組の形成〕

(一) 関係人の権利が確定された場合においては、関係人が同等の法的地位および同種の経済的利益によってまとめられるような組を作ることが要する。組は事情に即してお互いどうし区切らなければならない。区分の基準は倒産計画の中に掲げることが要する。

(二) 債権者の組の形成においては、少なくとも以下のものを区別することを要する。

一、別除権を有する債権者

二、非劣後的倒産債権者

三、劣後的倒産債権者の個々の順位等級

(四) 労働者は、些細ではない債権をもって倒産債権者として参加している場合には、特別の組を形成する。少額債権者のために特別の組を形成することができる。

第二五六条〔別除権者の権利〕

(一) 倒産計画に別段の定めがないときは、別除権を有する債権者の権利は、別除権が生じている目的物から満足を得るにつき、計画によっては影響を受けない。

(二) 計画において異なった規定がなされるかぎり、形成部分において、別除権を有する債権者の各組につき、いかなる配当額につき権利を削減するか、いかなる期間につきその支払を猶子するか、それらが他の担保で代償されるか否か、またはそれは他のいかなる規律に服すべきかというものを掲げることがを要する。

(三) 計画において権利が他の担保で代償されるべきことが定められているときは、それと同時に、従来の権利および新たな担保はどのように評価されるかを掲げることがを要する。その評価は鑑定人の鑑定によりまたはその他の適当な方法において疎明することを要する。

第二五七条〔倒産債権者の権利〕

劣後的ではない倒産債権者の各組については、倒産計画の形成部分において、いかなる配当額につき債権を削減するか、い

かなる期間につきその支払いを猶子するか、それはどのように担保されるかまたはその他のいかなる規律に服すべきかというものを掲げることがを要する。

第二五八条〔劣後的倒産債権者の権利〕

(一) 劣後的倒産債権者の債権は、倒産計画に別段の定めがない場合は、債務免除されたものとする。

(二) 計画に異なった規定がなされるかぎり、形成部分において劣後的債権者の各組につき第二五七条に規定された記載をなすことを要する。

(三) 罰金および第四四条第一項第三号に掲げられたそれと同視しうる債務についての倒産手続の終了後の債務者の責任は、計画により排除し制限することはできない。

第二五九条〔関係人の平等扱い〕

(一) 各組の中にあつてはすべての関係人には同等の権利が与えられなければならない。

(二) ある組の関係人を区々に取り扱うことは、それに関係するすべての関係人の同意がある場合に限り許される。この場合においては倒産計画に各関係人の同意書〔zustimmende Erklärung〕を添付することを要する。

(三) 倒産管財人、債務者またはその他の者と各関係人との、それによって議決における行動につきまたはその他倒産手続との関係において、これらの者に対し計画に規定されていない利益を与えるすべての合意は無効とする。

第二六〇条 「債務者の責任」

(一) 倒産計画において別段の定めがないときは、債務者は形成部分において定められた倒産債権者の満足と共に、これらの債権者にたいする残債務から免れる。

(二) 債務者が法人人格のない会社または株式合資会社であるときは、第一項は社員の人的責任につき準用する。

(三) 財産共同制の合有物に関する独立した倒産手続においては、第一項は配偶者の人的責任につき準用する。

第二六〇条 a 「物権関係の変更」

目的物の上の権利が発生、変更、譲渡、または放棄されるべきときは、関係人の必要な意思表示は倒産計画の形成部分に入れることができる。土地または登記された権利の上の土地登記簿に登記された権利に関するときは、これらの権利は当該土地が登記されている土地登記簿用紙の記載に基づいて厳密に示すことを要する。船舶登記簿、建造中の船舶登記簿または航空機の質権登記簿に登記された権利については第二文を準用する。

第二六一条 「官庁の許可・第三者の意思表示」

倒産計画に規定された処置の有効性のために官庁の許可または第三者の意思表示が必要であるときは、計画に、許可または意思表示があつたか否か、それが拘束力をもって承諾されたか否か、またはいかなる理由からそれが予測できるかということ掲げることが要する。

第二六二条 「財産目録」

(一) 倒産計画には、計画の効力が発生する際にはいかなる財産目的物といかなる債務とが対立するかということが明らかになる財産目録 [Vermögensübersicht] を添付しなければならない。各目的物についてはその価値を掲げることが要する。

(二) 債務者の財産関係が明確であり、かつ債権者の数または債務の額が少ない場合は、財産目録は放棄することができる。

第二六三条 「その他の添付物」

(一) 倒産計画において、債務者がその企業を継続することが規定され、かつ債務者が自然人であるときは、計画には、計画に基づき企業の継続をする用意があるとの債務者の宣言を添付することを要する。債務者が法人人格のない会社または株式合資会社であるときは、計画には、無限責任を負っている社員のそれに対応する宣言を添付することを要する。債務者自らが計画を提出するときは、第一文による債務者の宣言はこれを必要としない。

(二) 債権者が、法人、権利能力なき社団、または法人格なき会社の持分権または社員権もしくは持分を引き受けるときは、計画に、これらすべての債権者の同意の宣言を添付することを要する。

(三) 第三者が計画の認可の場合につき債権者に対する義務を引き受けたときは、計画には第三者の宣言を添付することを要する。

第二六四条 「計画の却下」

(一) 倒産裁判所は、以下の場合には、倒産計画を職権で却下する。
一、提出の権利および計画の内容に関する規定が遵守されておらず、かつ提出者が瑕疵を取り除くことができないうか、または裁判所によっておかれた適切な期間内に、その瑕疵を取り除かない場合

二、計画が明らかに債権者による受入れまたは裁判所による認可の見込みがない場合、または

三、計画の形成部分によって関係人に生じている請求権が明らかに履行されえないものである場合

(二) 第二四五条の場合において提出者が倒産手続の中ですでに計画を提出していたが、それが債権者によって拒否され、裁判所によって認可されずまたは提出者によって討議期日の公告の後に取り下げられたときは、裁判所は、もし債権者委員会が任命されている場合にはその同意を得て倒産管財人がその却下を申し立てた場合には、その計画を却下しなければならない。
(三) 計画を却下する決定に対しては、提出者は即時抗告をなすことができる。第二項の場合においては、管財人は却下を拒絶する決定に対して即時抗告をなすことができる。

第二六五条 「計画に対する態度決定」

(一) 倒産計画が却下されないときは、倒産裁判所はそれを以下の者の態度決定に付する。

一、もし任命されているときは債権者委員会、経営協議会、および被用者代表委員会、

二、債務者が計画を提出していないときには債権者、および三、第二四五条の場合においては倒産管財人

(二) 裁判所は、工業、商業、手工業、または農業の債務者のために管轄権を有する職務上の職能代表またはその他の専門機関に対しても意見表明の機会を与えることができる。

第二六六条 「換価および配当の停止」

(一) 第二四五条により提出された倒産計画の実施が倒産財団の換価および配当の継続によって危険になるであろう場合には、倒産裁判所は提出者または倒産管財人の申立てにより換価および配当の停止を命ずる。裁判所は、停止が財団に対する重大な不利益の危険と結びついているかまたは、管財人が債権者委員会または債権者集会の同意を得て換価および配当の継続を申し立てるかぎり、停止をせずまたはそれを取り消す。

(二) 別除権を有する債権者が倒産財団の不動産の強制競売を申し立て、かつ競売手続の継続が第二四五条によって提出された計画の実施を危険ならしめるであろうときは、裁判所は提出者または管財人の申立てにより競売手続の仮の停止を命じる。第一七七条第二項および第一七八条、第一七九条はこの場合に準用する。

第二六七条 「計画の備え置き」

倒産計画は、その添付物およびそれに対する態度決定書と共に、関係人の閲覧に供するために事務課に備え置くことを要する。

第二節 計画の可決と認可

第二六八条〔討議期日〕

(一) 倒産裁判所は、倒産計画および計画に関する議決の際の債権者の議決権を討議する期日（討議期日）を定める。その期日は一月を越えて定めてはならない。

(二) 討議期日は公告することを要する。その際には、計画およびそれに対する態度決定書を事務課において閲覧できる旨を指摘することを要する。

(三) 債権を届け出た倒産債権者、倒産管財人、債務者、経営協議会および被用者代表委員会は特別に呼び出すことを要する。債務者がそれに対し人的に責任を負っていないかまたはその債権を届け出していない別除権を有する債権者も特別に呼出すことを要する。計画の本質的な内容は呼出しの際に通知することを要する。

第二六九条〔調査期日との併合〕

討議期日は、調査期日の前に行われてはならない。両期日はこれを併合することができる。

第二七〇条〔倒産債権者の議決権〕

(一) 倒産計画に関する議決の際の倒産債権者の議決権については、第八四条第一項第一文、第二項および第三項第一号を準用する。別除権を有する債権者は、債務者がこの者に人的にも責任を負っておりかつその者が別除的満足を放棄または別除的満足に際し欠損金を生じた限りにおいてのみ倒産債権者とし

て議決の権利を有するが、欠損金が確定しない限り、それら者は推定上の欠損金によって考慮することを要する。

(二) 債権が計画によって害されない債権者は議決権を有しない。

(三) その債権が共同的に生じておりまたは開始原因の発生まで統一的な債権をなしていたような債権者は、議決に際しては一人の債権者として数える。一個の債権に質権または用益権が生じている場合も同様である。

第二七一条〔別除権を有する債権者の議決権〕

(一) 倒産計画において別除権を有する債権者の法的地位も定められている限り、討議期日においてはこれらの債権者の権利を個別的に討議することを要する。倒産管財人および別除権を有する債権者ならびに倒産債権者のいずれによっても争われな別除権は議決権を得る。争いがある権利、停止条件付または期日未到来の権利の議決権については、第四六条、第八四条第二項、第三項第一号を準用する。

(二) 第二七〇条第二項および第三項はこの場合に準用する。

第二七二条〔議決権表〕

事務課の文書作成官 [Urundsbeamte] は、討議期日の結果によりいかなる議決権が債権者に生じるかを一覧表に記録しなければならぬ。

第二七三条〔計画の変更または却下〕

(一) 提出者は倒産計画を討議期日に基づいてその内容を変更

する権利を有する。提出者がこの権利を行使しようとするときは、その旨を討議期日において通告しなければならない。倒産裁判所は計画の変更につき適切な期間を定める。

(二) 討議期日の結果、計画が明らかに債権者による可決、または裁判所による認可の見込みがないことが明らかになるか、または計画の形成部分によって債権者に生じている請求権が明らかに履行され得ないものであることが明らかになったときは、裁判所は職権でその計画を却下しなければならない。提出者が計画を、第一項第三文によって定められた期間内に変更し、かつ第一文の要件がそれによって脱落した場合はこれを適用しない。計画を却下する決定に対しては、提出者は即時抗告をなすことができる。

第二七四条〔議決期日〕

(一) 倒産裁判所は倒産計画に関する議決のための期日(議決期日)を定める。討議期日とこの期日との間の期間は一月を越えてはならない。

(二) 議決期日には議決権を有する債権者および債務者を呼び出すことを要する。計画の変更の場合においては変更がある旨を特別に指摘することを要する。

第二七五条〔討議期日との併合〕

(一) 裁判所は議決期日を討議期日と併合することができる。裁判所は、債務者の財産関係が明確でありかつ債権者の数または債務の額が少ない場合には期日を併合しなければならない。

(二) 期日が併合され、かつ提出者が倒産計画をその討議の後に変更しようとするときは、特別の議決期日を定めることを要する。変更に関係のあるすべての関係人が当該期日に出席している場合にはこれを適用しない。

第二七六条〔書面による議決〕

(一) 討議期日と議決期日が併合されないときは、議決権は書面で行使することができる。

(二) 倒産裁判所は、議決権を有する債権者に討議期日の後に投票用紙を送付し、かつその際にその議決権を通知する。書面による投票は、それが遅くとも議決期日の前日までに裁判所に到達した場合にのみ考慮される。

第二七七条〔組における議決〕

議決権を有する債権者の各組は別々に倒産計画に関し議決をなす。

第二七八条〔必要多数〕

債権者による倒産計画の可決については各組において以下の多数を必要とする。

一、投票した債権者の過半数が計画に同意し、かつ
二、同意した債権者の請求権の総額が投票した債権者の請求権の過半数であること。

第二七九条〔妨害禁止〕

(一) 以下の場合には、たとえ必要多数に達しない場合であっても議決の組の同意があったものとする。

一、この組の債権者が倒産計画によって、それが無い場合よりも不利な地位には置かれぬ場合

二、この組の債権者が、計画に基づいて関係人に与えられるべき経済的価値につき適切に関与する場合、および

三、少なくとも他の一つの組が計画につき必要な多数をもつて同意しているとき

(一) 計画により以下のような場合には、第一項第二号の意味における、ある組の債権者の適切な関与があるものとする。

一、他のいかなる債権者もその請求権の全額を越える経済的価値を取得するものではない場合

二、計画がなければその組の債権者に対して劣後的に満足を受けるべきであったであろう債権者、および債務者またはそれに資本参加している者が、いずれも経済的な価値を取得しない場合

三、計画がなければその組の債権者と同順位で満足を受けるべきであったであろういかなる債権者も、それらの債権者より有利な地位に置かれぬ場合

第二八〇条〔劣後的倒産債権者の同意〕

劣後的倒産債権者による倒産計画の可決については補充的に以下の規定を適用する。

一、計画において相当する債権が免除されまたは第二五八条第一項によって免除されたものとされる場合、および別除権を有する債権者および倒産債権者が共にその請求権の全額を越え

る経済的な価値を取得しない場合には、第四四条第一項第一号または第二号の順位の組の同意があったものとする。

二、いかなる倒産債権者も、計画によって第四四条第一項第三号に劣後する順位の組の債権者よりも有利な地位に置かれていない場合には、その組の同意があったものとする。

三、ある組の債権者がだれも議決に参加しないときは、この組の同意があったものとする。

第二八一条〔第二回議決期日〕

(一) すべての組においては必要多数に達することなく、かつ第二七九条または第二八〇条によっても不足の同意 [Fehlende Zustimmung] があったものとはされないが、少なくとも一つの組は少なくとも必要多数の一つをもって同意したときは、倒産裁判所は、提出者が第一回目の議決から一週間以内に申立てをした場合、第二回目の議決期日を定めなければならない。

(二) 第三回目の議決期日は定めてはならない。

第二八二条〔債務者の同意〕

(一) 債務者が計画に対し議決期日において議事録への表示によって異議を述べなかつた場合は、債務者の計画についての同意は与えられたものとする。債務者が自然人ではないときは、債務者に過半数の資本によって参加している一人または複数の者の異議は債務者の異議と等しいものとする。

(二) 以下の場合には、異議は第一項の枠内においては考慮されない。

一、異議を述べる者が計画によって、それが不利な場合よりも不利な地位に置かれる場合、また

二、いかなる債権者もその請求権の全額を越える経済的価値を取得しない場合

第二八三条 「複数の計画」

複数の倒産計画が提出されたときは、倒産裁判所はすべての提出された計画のために、统一的な討議期日および统一的な議決期日を定めなければならない。

第二八四条 「裁判所の認可」

(一) 債権者による倒産計画の可決および債務者の同意の後、計画は倒産裁判所の認可を要する。

(二) 裁判所は認可に関する裁判の前に、倒産管財人、もしそれが任命されていれば債権者委員会、債務者、および他の者が計画を提出した場合にはこの者を審尋しなければならない。

第二八五条 「条件付計画」

倒産計画において、認可の前に特定の給付がなされまたは他の措置が実行されるべきことが定められているときには、計画は、これらの要件が履行された場合にのみ認可することができる。その要件が適切な、倒産裁判所によって定められた期間の経過後になっても履行されない場合には、認可は職権で拒絶することゝ要する。

第二八六条 「手続規定違反」

以下の場合には認可は職権によって拒絶することを要する。

一、倒産計画の内容および手続上の取扱いに關する規定ならびに債権者による可決および債務者の同意に關する規定が本質的な点において遵守されておらず、かつその瑕疵が除去できない場合、または

二、計画の可決が不当に、特にある債権者を優遇することによってなされた場合

第二八七条 「少数者保護」

(一) 債権者または、債務者が自然人ではない場合には債務者に資本参加している者の申立てにより、以下の場合には倒産計画の認可を拒絶することを要する。

一、申立人が計画に対し、議決期日において議事録への表示によって異議を述べた場合、および

二、申立人が計画により、それが不利な場合よりも不利な地位に置かれる場合

(二) 申立ては、申立人が計画によってより不利な地位に置かれることを疎明した場合にのみ許される。

第二八八条 「裁判の告知」

(一) 倒産計画を認可したまたはそれを拒絶する決定は、議決期日または直ちに定められるべき特別の期日において言い渡すことを要する。

(二) 計画が認可されたときは、その本質的な内容を、債権者を届け出た倒産債権者に、認可されたことを指摘して通知することを要する。第一文による通知は、債務者がその者に対して人

的に責任を負っていないかまたはその債権を届け出ていなかった別除権を有する債権者に対してもなすことを要する。

第二八九条〔上訴〕

倒産計画を認可しまたは認可を拒絶する決定に対しては、債権者、債務者、およびこの者が自然人でない場合には債務者に資本参加している者が即時抗告をなすことができる。／……／

第三節 認可された計画の効力・計画履行の監視

第二九〇条〔計画の一般効力〕

(一) 倒産計画の認可の確定により、形成部分において確定された効力は、すべての関係人のためにまたはこれらの者に対して生ずる。目的物についての権利が発生、変更、譲渡または放棄されるべきものであるかぎり、計画に入れられた関係人の意思表示は、法定の形式においてなされたものとする。このことは、その債権を届け出なかった倒産債権者および計画に異議を述べた関係人についても妥当する。

(二) 債務者の共同債務者および債務者の保証人に対する倒産債権者の権利、および倒産財団には属していない目的物についてのこれらの債権者の権利、またはそのような目的物についての仮登記から生じた権利は、計画によって影響を受けない。ただし債務者は、計画によって、債権者に対して同じく、共同債務者、保証人、またはその他の求償権者に対して免責される。(三) 債権者が、計画によって請求すべきものよりも多くの満足を得たときは、取得したものの返還の義務は生じない。

第二九一条〔復活条項〕

(一) 倒産計画の形成部分において、倒産債権者の債権が支払いを猶予されたまたは一部免除されたとき、債務者が計画の履行につき極度に遅滞するような債権者に対してはその猶予または免除は無効〔inaitig〕とする。債権者が書面で督促しかつその際少なくとも一週間の猶予期間を置いたにもかかわらず、債務者が期日の到来した債務を支払わなかった場合には極度の遅滞があるものとする。

(二) 計画の完全な履行の前に債務者の財産に関し新たな倒産手続が開始されたときは、猶予または免除はすべての倒産債権者に対しては無効とする。

(三) 計画においては別段の規定をすることができる。ただし債務者の不利益において第一項と異なった規定をすることはできない。

第二九二条〔争いある債権・欠損金請求権〕

(一) 債権が調査期日において争われ、または別除権を有する債権者の欠損金請求権の額がなお確定しないときには、債務者がその債権をその額の最終的な確定まで、計画に関する議決の際の債権者の議決権に関する倒産裁判所の裁判に対応する範囲において考慮した場合には、第二九一条第一項の意味における倒産計画の履行の遅滞があるものとはしない。議決権に関し裁判がなされないときは、裁判所は、債務者または債権者の申立てにより、事後的に、いかなる範囲で債務者がその債権を仮に

考慮しなければならないかを確定しなければならない。

(二) 債務者の支払いが少なすぎた旨の最終的な確定がなされたときは、その債務者は不足分を後払いしなければならない。債権者が書面で督促しかつその際に少なくとも二週間の猶予期間を置いたにもかかわらず債務者が不足分を支払わない場合には計画の履行の極度の遅滞があるものとする。

(三) 債務者の支払いが多すぎた旨の最終的な確定がなされたときは、債務者は、この額が倒産計画によって債権者に生じている債権の期日の到来していない部分をも越える場合にのみ、その超過額を返還請求することができる。

第二九三条〔計画による執行〕

(一) 債権表への記載と結び付いた確定力をもって認可された倒産計画により、その債権が確定されかつその債権を債務者が調査期日において争わなかった倒産債権者は、執行力ある判決によるのと同じく、債務者に対し強制執行をなすことができる。述べられた異議が拒絶された債権は争いのない債権と同じものとする。第二二〇条はこの場合に準用する。

(二) 倒産裁判所に提出された書面による計画の履行についての意思表示によって、債務者とならんで先訴の抗弁 [Einrede der Vorausklagen] なくして義務を引き受けた第三者に対する強制執行についてもまた同じである。

(三) 債権者が債務者の計画の履行の極度の遅滞の場合に生じる権利を主張するときは、この者はこの権利についての執行文

の付与および執行の実施のためには、督促および猶予期間の経過を疎明しなければならないが、債務者の遅滞についてのそれ以上の証明をする必要はない。

第二九四条〔倒産手続の終結〕

(一) 倒産裁判所は、倒産計画の認可が確定したときはただちに倒産手続の終結を決定する。

(二) 決定および終結の理由は公告することを要する。債務者、倒産管財人および債権者委員会の構成員には、前もって、終結の効力発生の時点(第九条第一項第三文)を通知することを要する。第三五条ないし第三七条はこの場合に準用する。

第二九五条〔終結の効力〕

(一) 倒産手続の終結と共に倒産管財人および債権者委員会の構成員の職務は解消する。倒産計画に別段の定めがないときは、債務者は、倒産財団に関し自由に処分する権利を回復する。終結の前に管財人は、争いのない財団請求権を支払い、かつ争いあるもののために担保を供しなければならない。

(二) 計画の履行の監視に関する規定は影響されない。

(三) 管財人は、計画の形成部分に規定されている場合、倒産否認が対象となっている係属中の訴訟を手続きの終結後も続行することができる。この場合においては、計画に異なる定めがない場合は、訴訟は債務者の負担において追行する。

第二九六条〔計画履行の監視〕

(一) 倒産計画の形成部分においては、計画の履行を監視する

旨を規定することができる。

(一) 第一項の場合においては、倒産手続の終結後に、形成部分によって債権者に生じている債務者に対する請求権が履行されているか否かを監視する。

(二) この旨が形成部分に規定されている場合は、履行の監視は、形成部分によって債権者に生じている法人または法人格のない会社に対して生じている請求権、また債務者の企業、企業の一部、事業組織体または事業組織体の一部を引き受けかつ継続するために倒産手続の開始の後に生ぜしめられた請求権の履行にも及ぶ（引受会社 [Übernahmegesellschaft]）。

第二九七条〔倒産管財人の任務と権能〕

(一) 監視は倒産管財人の任務とする。管財人および債権者委員会の構成員の職務および倒産裁判所の監視もその限りにおいて存続する。第二三条第三項はこの場合に準用する。

(二) 監視の期間中は、管財人は、もし任命されている場合には債権者委員会、および裁判所に毎年、倒産計画の履行のその都度の状況および今後の見込みに関して報告をしなければならない。債権者委員会および裁判所の、いつでも個々の情報または中間報告を求める権利はそれにより影響を受けない。

第二九八条〔倒産管財人の告知義務〕

倒産管財人が履行が監視されている請求権が履行されていないかまたは履行され得ないことを確定したときは、この旨を遅滞なく債権者委員会および倒産裁判所に告知しなければならない。

い。債権者委員会が任命されていないときは、管財人はそれに代えて、倒産計画の形成部分によって債務者または引受会社に対する請求権が生じているすべての債権者に通知しなければならない。

第二九九条〔同意を要する行為〕

倒産計画の形成部分においては、債務者または引受会社の特定の法律行為は、監視期間中は倒産管財人がそれに同意した場合にのみ有効である旨を定めることができる。第八七条第一項および第八八条はこの場合に準用する。

第三〇〇条〔信用枠〕

(一) 倒産計画の形成部分においては、倒産債権者は、債務者または引受会社が監視期間中に受け入れた借入金およびその他の信用から生じた債権、または財団債権者が監視の期間中に効力を生ぜしめた貸金およびその他の信用から生じた債権を有する債権者に劣後する旨を規定することができる。この場合においては、同時にこの種の信用の総額を確定することを要する（信用枠）。この額は、計画の財産目録（第二六二条）に記載された財産目的物の価値を越えてはならない。

(二) 第一項による劣後は、元本、利息、費用に対して供与された信用が信用枠の内部に入る旨およびそのいかなる額が信用枠に入るかにつき合意した債権者で、かつそれらの者に対し倒産管財人がその合意を書面によって承認した債権者に対してのみ生じる。

第三〇一条 「新債権者の劣後」

第三〇〇条の基準により受け入れられたまたは生ぜしめられた信用から生じた債権を有する債権者に対しては、監視期間中に基礎づけられたその他の契約上の請求権を有する債権者も劣後する。債権者が監視の開始後に告知をなした最初の期日後の期間について監視の前に契約によってなされた継続的債務関係から生じた請求権もその請求権と同じものとする。

第三〇二条 「劣後の考慮」

(一) 倒産債権者および第三〇一条に掲げられた債権者の劣後は、監視の終結前に開始された倒産手続においてのみ考慮される。

(二) この新たな倒産手続においては、これらの債権者はその他の劣後の債権者に対しては順位において優先する。

第三〇三条 「監視の公告」

(一) 倒産計画の履行が監視されるときは、これは倒産手続の終結の決定と共に公告することを要する。

(二) 以下の事項も同じく公告することを要する。

一、第二九六条第三項の場合においては監視が引受会社にも及ぶこと

二、第二九九条の場合においては、いかなる法律行為が倒産管財人の同意を義務付けられているかということ

三、第三〇〇条の場合においては、いかなる額において信用枠が定められているかということ

(三) 第三五条はこの場合に準用する。第二九九条の場合にお

いて土地、登記された船舶、建造中の船舶、または航空機に関する処分、それらの目的物の上の権利に関する処分、またはそれらの権利の上の権利に関する処分の権利が制限されている限り、第三六条および第三七条はこの場合に準用する。

第三〇四条 「監視の終結」

(一) 倒産裁判所は以下の場合には監視の終結の決定をなす。

一、履行が監視されている請求権が履行されるかまたはこの請求権の履行につき担保が供された場合、または

二、倒産手続の終結から三年間が経過し、かつ新たな倒産手続の開始の申立てがなされない場合。

第三〇五条 「監視の費用」

監視の費用は債務者が負担する。第二九六条第三項の場合においては、引受会社がこの監視によって生じた費用を負担する。